

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール  
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹  
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子  
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

---

出版情報：2012-03  
バージョン：  
権利関係：

## コメント「イタリア中世の裁判をめぐる」

城戸 照子

### はじめに

本稿は、2011年11月に開催されたジャン＝ピエール・ドリュモール教授（元レンヌ第二大学教授）による講演「9-12世紀イタリア王国における裁判」を柱とした研究会に関するコメントである。このテーマ設定は、研究会参加者に非常に関心をもたれる主題だった。イタリア史の枠組みのなかでも、中世「イタリア王国」（〈Regnum Italiae〉、Regno d'Italia）という政治単位とその変遷は、錯綜した複雑なものであるため、こうした機会に新しい研究成果にふれることができるのは大きな刺激となる。また中世の裁判集会については、近年特にドイツの事例をもとに、わが国の研究動向でも紛争解決のための手段という機能が強調され、重視されているからでもある。

ドリュモール教授の報告内容自体は、本報告書において正確、かつ丁寧な翻訳により紹介されているので、そちらで読んで頂くことができる。本稿では研究会での質疑応答を通して明らかになった問題を集約し、3つにまとめて以下に提示することとしたい。紙幅の関係からすべての質問を網羅することができなかつたため、筆者の責任において取り上げた質問や取りまとめに、ある程度の偏りがあることを前もってお詫びしておきたい。

また、質問をまとめる前段階として、報告対象となった地理的境界や時代についての基本的な了解を再確認するために、最初に中世「イタリア王国」の定義とドリュモール教授が特に取り上げた時期（960年から1080年）の意義の考察について、多少の頁を頂いた。

### 1 960年から1080年のアレッツォは、「イタリア王国」国制史の枠組みで語られる

政治単位としての「イタリア王国」が中世ではどう定義されるか。カロリング朝直系の支配が断絶した9世紀末から北イタリアでコムーネが誕生する11世紀末までの政治的変動期をどう捉えるか。ドリュモール教授の報告の前提となった地域や時代のこうした国制史の了解は、限られた講演時間の中だけでは、やや難しかったように思われる（以下一般的な政治史の概略は参考文献8と10参照）。

「イタリア王国」は、神聖ローマ帝国皇帝の支配下にある部分的領域の概念として、中世を通じて存続していた。南イタリアのナポリ王国、中部の「教皇国家」となるような強力な領域国家が複数形成された15世紀末の北イタリアでは、ミラーノ公国、フィレンツェ共和国、ヴェネツィア共和国といった実質的な領域国家を数え上げることができる。ここでは「イタリア王国」の実体は、もちろんすでに喪失されていたが、それでもその内部の領域国家に「王」位をもつ支配者はいないのである。

ドリュモール教授の報告で取り上げられた時期の「イタリア王国」は、地理的にはある程度の政治的一体性が想定される北イタリアである。カロリング朝のシャルル肥満王が888年に死去して以来、ドイツ王・イタリア王・皇帝のハインリヒ2世が1024年に死去するまでの時期は、支配権をめぐる錯綜した政治対立が展開された。また1024年から1080年までの時期は、北イタリアの政治支配権者が、ドイツ・ザリエル朝のコンラート2世、ハインリヒ3世、ハインリヒ4世と推移する時期である。

紀元1000年頃の北イタリアには、「イタリア王国」のほかにヴェネツィアや教皇領がある。「イタリア王国」内部には、トスカーナ辺境伯領、スポレート公国、イヴレーア辺境伯領、ヴェローナ辺境伯領などといった政治的支配領域の実体があった（ベネヴェント侯国およびサレルノ侯国、カプア侯国は「イタリア王国」に含まれない）。講演で取り上げられた都市アレッツォとその周辺部は、カロリング朝支配以来、相対的な安定を保つ辺境伯領が設定されたトスカーナに位置する（参考文献4）。

ドリュモール教授の報告における「イタリア王国」の地理的区分は、おおまかにカロリング朝の支配下にあった北イタリアの意味で用いられたが、すでに「王国」の実体を考えにくい11世紀にもこの枠組みを選んだのは、裁判集会制度がカロリング朝の伝統に由来することを明確にし、「辺境」伯領のト

スカーナ地域が、カロリング国家の政治的枠組みに属したことを強調するためであったように思われる。

講演で語られた 960 年から 1080 年の時間幅は、一言でいえば大きな政治的変動期にあたる。シャルル肥満王の死去から北イタリアは、「イタリア王」の称号と皇帝位、そしてその政治的実権の掌握をめぐる角逐の場となった。狭義のカロリング朝支配が断絶した 888 年から、オットー1世の神聖ローマ帝国皇帝戴冠の 962 年まで、抗争の主役となったのは、フリウーリ公ベレンガリオ（888-924 イタリア王ベレンガリウス1世；915年皇帝）とスポレート公グイード（889-95 イタリア王、891年皇帝）およびその後継者、そして教皇ステファヌス5世と教皇フォルモススだった。ついで 894年にドイツ王アルヌルフがアルプスを越えてイタリアに侵入し（894-6 イタリア王、896年皇帝）、925年ベレンガリウス1世の死後は 926年に低地ブルゴーニュ王のユグ（プロヴァンスのユグ）がイタリアに侵入する（926-46 イタリア王）。つまりこの時期北イタリアの帰属は、在地の支配権者に、東フランクの王を加え、さらにのちにブルグント王国の一部となるプロヴァンスの支配者も交えて、争われた。

961年にイタリアに侵入し 962年ローマで教皇ヨハネス12世に皇帝として戴冠されたオットー1世以来、オットー2世、オットー3世と続く東フランクの支配は、その後オットー3世が追放されて死去した後、ハインリヒ2世（在位 1014-1024）に受け継がれることになる。オットー3世の死去の直後イヴレーア辺境伯アルドゥイーノがイタリア王に選出されたが、その対立候補としてハインリヒ2世が招致された。ハインリヒ2世は、アルドゥイーノを支持するトスカーナ辺境伯やミラーノ司教の勢力と対立しながら、1021年からのイタリア遠征で翌年にカプア侯国とサレルノ侯国を支配することができた。

ハインリヒ2世が死去した 1024年から 1080年まで、皇帝位は、ドイツ・ザリエル朝のコンラート2世、ハインリヒ3世、ハインリヒ4世に継承されてきた。コンラート2世は 1032年にブルグンドに進出して 1033年にブルグンド王の称号を得、これによってフランス南部諸勢力とイタリア北部の諸侯との政治的な連携を断ち切るようになった。この時期、南イタリアにはノルマン人騎士が進出して、既に拠点を築いている（1071年ロベール・ギスカルがバーリを占拠してビザンツ帝国の支配領域を奪取）。

南イタリアで新勢力が伸長するかたわら、皇帝ハインリヒ4世と教皇グレゴリウス7世の対立が続く、1077年のいわゆる「カノッサの屈辱」で対立は頂点を極めた。グレゴリウス7世は 1085年にサレルノで没するが、ハインリヒ4世のほうは 1083年以来イタリア遠征を繰り返し、1093年にはロンバルディーア都市同盟と対立し、長期にわたるイタリア政策の後 1097年にドイツに帰還、1106年に死去する。

962年のオットー1世の皇帝位獲得から教皇権と皇帝権の対立が激化した 1080年までの間は、北イタリアの政治構造の上部が常に不安定に揺れ動いた時期といえる。しかし、ドリュモア教授が講演における年代区分を特に 962年から 1080年においた理由は、求心性を保持しにくい北イタリアの政治的分裂という側面を強調するためではなかったように思う。むしろ 11世紀アレッツォという在地社会が 962年のオットー1世の時代から一定の継続性をもってカロリング国家の伝統の中で生き続けたという、10-11世紀の一体性を強調したいからではなかったか。そして報告ではさらに、「裁判集会の主宰やノティティア文書の作成は、そこに由来する実務能力を再活性化した」という表現で、10-11世紀のイタリア王国に、カロリング国家の伝統が「再活性化」されて生き残っているという側面が強調されている。また 1080年という区切りも結局のところ、叙任権闘争の過程におけるあれこれの事件が想起されてのことではなく、一般的にこの時期からイタリアのコムネが登場すると見なされていることから、1080年までを「前」コムネ期と区切る意味合いがあったと思われる。

報告のこの箇所でもドリュモア教授は、クリス・ウィッカムの初期の著作『中世初期のイタリア。中央権力と在地社会 400-1000』を引用して、その7章「国家の崩壊」(*The Failure of the State*)の捉え方を、批判的に紹介している（参考文献8）。ウィッカムが 875年から 1024年を「北イタリアにおける政治的国制的变化」の時期と考え、カロリングの血統の家系がほぼ絶えて新しく在地の貴族家系が

成立する一方、都市に自治権の萌芽が見られる（コムネが一般に成立するといわれる 11 世紀末より早い）時期として、そこに大きな転換期を想定していることに、批判的なのである。

ドリュモア教授にとっては、カロリング国家の伝統の「再活性化」として捉えられる 11 世紀の裁判集会は、準拠すべき公的な枠組みであり、正式な紛争解決装置として機能するものである。裁判集会のこの機能はいわば社会の要であり、国家論としてはつねに「イタリア王国」の一部であるトスカーナ辺境伯領には、カロリング王国以来の原理が 11 世紀にも連続しているという捉え方がされている。

「イタリア王国」の中で辺境であるトスカーナのさらに辺境にあるといわれたアレツォと、北イタリアでロンバルディア同盟を形成する都市との間には、ある程度の地域差があったのは確かと思われる。ウィッカムが強調した「北イタリアの変化」がトスカーナに及ぶのが時期的に遅いだけなのか、そもそもトスカーナはカロリング国家の制度が他よりも存続した特殊な地域なのか、その点をドリュモア教授は明確にはしていない。ただ、11 世紀初頭までを対象としたブガールのカロリング国家の裁判制度の枠組みを、変化を強調することなくそのまま 11 世紀末まで連続するものとみなしているのは、いわばカロリング国家存続論というドリュモア教授のもともとの考えを反映していることと思われる。

こうした視点からは、次のような素朴な疑問に、簡単な答えが返ってこないのは当然であった。すなわち、皇帝や王、教皇の上級政治権力が激しく対立した時代、権力の集約された場である裁判集会において、カロリング期からザクセン朝、ザリエル朝と支配階層が入れ替わっていく中で、法と裁判制度自体は変化するのだろうか。また、アレツォのような小さな在地社会は、上述のような大きな政治的枠組みの変化によって、政治変動や社会の変化をどの程度被ったのだろうか。それによって、法・裁判制度は大きく変化するのだろうか、といった疑問である。確かに、裁判集会に登場する君主や伯の称号を持つ人々、司教や在地貴族の家系は、大きな政治変動の波を受けて変わっていく。しかし、ドリュモア教授の言葉で言えば、政治変動期にも「裁判は、公権力と社会的機能の間の境界面に位置づけられた」ものであり続ける。その公権力を担う君主が誰であれ「公権力」という共通理解には変動がなく、「裁判」という制度自体がもつ社会的機能の一定の側面も継続すると考えられているようなのである。

## 2 裁判集会の運用と実際は、3 段階の時代区分を前提にして変化を考える

- i) カロリング期〔「独立イタリア王国時代」(888-962)を含む 10 世紀後半まで〕
- ii) 「新カロリング的」延長と復興 (les prolongements et les restaurations “néo - carolingiennes” )〔10 世紀後半から 11 世紀初めまで〕
- iii) カロリング国家の残存(un réste d'État carolingien )と実務能力の「再活性化」(réaffirmer la capacité opératoire)〔ドリュモア教授のアレツォ研究に基づく時代区分。11 世紀初めから 1080 年代〕

講演後の質疑で取り上げられた質問は、いくつかの傾向をもつ。まず、カロリング国家の裁判集会制度について、その運用や具体相を知りたいという質問群があった。もちろん講演で「裁判集会とその進行について」の説明はあったが、質問の多くは、集会自体で起こったことに加えて、裁判集会制度を支えた社会（あるいはカロリング国家行政制度）の実態を知りたいという関心に発していたように思う。

裁判集会の実務を担う役人や記録を作成する書記の出自、彼らの教育の場、集会の開催場所、集会には誰が参集するか、そもそもこうした行政を支えた法観念はなにか、など、どれも簡単な答えが準備しにくい質問であった。とりわけ、近代国家における司法制度や職業的専門家としての裁判官制度といったイメージがあると、中世の裁判集会の意義が分かりにくかったかもしれない。

ドリュモア教授が引用しているブガールの研究から要約すると、裁判集会はもともとカロリング朝の制度に由来する。すなわち皇帝の派遣した役人である「監察使」〈 missus 〉（「巡察使」とも）が臨

席して、在地で年間数回、公開して開催された。カロリング朝の直系の後継者が不在の 888 年以降も、961 年以降のドイツ王が「イタリア王国」の王となり皇帝位を得ていく時期も、同様に皇帝の派遣する「監察使」が臨席して、裁判集会は開催される。

715 年から 945 年の史料を分析して、ブガールは集会の多かった季節は春（三月、四月、五月）、次いで八月としている。裁判集会の開催の場は地域により様々で、屋外で開催されることもあるが、都市内部の建物で史料上〈laubia〉と呼ばれる、建物の一部で回廊のような場所、葡萄棚のようなパーゴラの下で集まることも多かったという。教会での裁判は、司教権との兼ね合いがあり、多くはなかったようである。いずれにせよ、裁判集会のためには、30 人程度の人数が集まれる場所が必要だった。ただし、ランゴバル時代以来王の居住地であり宮廷がおかれていた王都パヴィアとローマでのみ、〈laubiae maiores〉と呼ばれる場所があり、そこでの裁判集会では 70 人もしくは 50 人程度が列席したという記録があるという。

裁判集会があることをどの在地でどのように知らせるかという質問が、研究会で提出された。ドリュモ教授の答えでは、集会の開催を事前に数回（3 回）、地域でふれ回る係の存在が示唆された。後述するように、公開の裁判集会がどう機能したか考えるためには、裁判集会の主宰者の政治権力だけではなく、原告と被告の当事者たちの利害関係と、場合によっては両グループの党派性も視野に入れなくてはならない。実際には当事者が召喚に応じず集会を欠席して、監察使をやり過ごす例もあるとドリュモ教授の説明にはあり、集会開催の広報自体が政治的に重要なパフォーマンスになった可能性もあろう。

裁判集会の記録には、司教や伯など在地の列席者名、臨席の監察使の名前、原告と被告双方の名前、列席の証人たちの名前などが記され、原告被告双方の主張、以前に裁判集会に持ち出されていたならその際の記録の再転記（裁判集会に書面が提出されることも多い）、証人の証言の記録（証人の一人称で証言が記録されていることもある）、判決、裁判集会の開催場所と日付、証人等の署名などが続き、最後に文書を作成した「書記」〈notarius〉の署名で終わる。その記録は、ノティティア〈notitia〉もしくはブレヴェ〈breve〉（〈notitia brevis〉）、〈breve memoratorium〉なども）と呼ばれる一定の文書形式で記載されて、原則的には原告と被告双方に 1 通ずつ渡されたとされる。伝来する史料群は、多くは教会や修道院などの、教会領主側に残された文書である。

774 年から 1050 年間の裁判集会記録としてイタリアで伝来しているものは、500 通を超えており（同時期のドイツで 340 通程度）、その文書の殆どが C. マナレージによって刊行されている（参考文献 5、6、7）。ブガールはイタリアとドイツの史料状況を比較しているが、イタリア王国の史料伝来状況では、951 年以降のものが増加しているのがドイツの伝来状況と異なっている（イタリアの史料伝来状況。774-800: 23 通、801-850: 81 通、851-900: 74 通、901-950: 45 通、951-1000: 146 通、1001-1050: 163 通）。なおオットー 1 世が政治的に混乱した北イタリアに到来する直前の 945 年から 962 年の間には、裁判集会文書が伝来していないという。

こうした伝来状況が、直接に裁判集会の開催回数を反映しているかどうかは明らかではないが、しかし少なくとも、951 年から 1000 年の 50 年間の史料は、直前の 50 年間の 3 倍を超えている。オットーが神聖ローマ帝国皇帝として戴冠した 962 年以降、皇帝の役人である監察使が巡回して裁判集会を開催し文書を作成して保存するという公務が再開され、政治的必要性もあって、裁判集会の権威は回復したと想定できるのではないか。

ブガールは 888 年から 962 年の時期には、カロリング期の裁判集会制度に余り大きな変化がないことを看取している。ただ、裁判集会を支える職務を担う人的資源は変化する。もちろん最も大きな変化は 962 年以降の〈missus〉に見られるが、それ以前では 10 世紀初頭に一時的に、宮廷のおかれたパヴィアの求心性を強調するような変化があり、それを裁判官や書記の称号の変化に読み取っている。この時期、カロリング諸王が導入していた裁判の専門家である参審人（羅 scabini 仏 échevins）が姿を消し、それに代わって裁判官（羅 iudices 仏 juges）の方が裁判の主要な担当者となってくる。裁判官の称号は、875 年（レイ 2 世の死去）以降は、ランゴバルド時代への伝統回帰で「聖なる宮廷の裁

判官」〈 *judex sacri palatii* 〉と呼ばれていたのが、910年頃のパヴィアでの変化を皮切りに、今後は王国の裁判官は「王の裁判官」〈 *judex domini regis* 〉「皇帝の裁判官」〈 *judex domini imperatoris* 〉「王国の裁判官」〈 *judex dominorum regum* 〉と呼ばれるようになっていく。やや遅れて書記も「王の書記」〈 *notarius regis* 〉と呼ばれるようになる。

カロリング諸王の頃からオットー朝が確立する間、裁判制度の法務を担う実務家がいったいどのように養成されたのか、「学校」があったのか、という質問は研究会でも提出された。その解答の1つとしてドリュモア教授はこの時期の「王の裁判官」「王の書記」を紹介し、この称号をもつ裁判官や書記は、一度はパヴィアを訪れて、そこで訴訟手続きや〈 *palatii* 〉と形容される書記の使う筆記体を習得したと想定されている。「王の」と形容される裁判官や書記は、たとえ出身地での活動が主となろうとも、地元の伯や司教に依存しすぎない、中央権力との結びつきをもつと思われていた。

ただしパヴィアで学んだ裁判官がイタリア王国の裁判を統括し、君主は裁判官を支配するという企ては、オットー朝の到来で、大きく変化した。ただ、その変化には2つの面がある。新しい君主は新しい裁判官を多数任命して、まず裁判官の人数が増加した。962年には伝来した文書で40人程度が確認されるのに、996年から1002年の間では裁判集会文書で115人もの裁判官が確認されたという。また、パヴィアの裁判官を各地に派遣するのではなく、在地の適任者を裁判官として任命して出身地近くでのみ活動させるといえば、中央育成型から在地採用型に変わった。そして矛盾するが、人の採用が在地型になったのに、50年前前に一般的だった「聖なる宮廷の裁判官」〈 *judices sacri palatii* 〉という称号が、パヴィアでの学問と無関係に各地で復活している。

ただし、裁判官の集団はこの時期、「ランゴバルド法の書」〈 *Liber legis Langobardorum* 〉(〈 *Liber Papiensis* 〉とも)を学んだ者としてまとまりを持ち始めていた。ランゴバルド法とカピトゥラリアがまとめられたこの書物の編纂時期は正確には分からないが、おそらく10世紀末までを下限とするらしい。11世紀初めからは書記がこれを活用して、かつての「法に従って」〈 *secundum legem* 〉といった漠然とした表現に代わって、ここからの引用が多くなるという。王権や皇帝権といった上からの政治権力による裁判集会の均質化ではなく、ここでは法とその集成そのものが求心性をもって法務に携わる人々を惹きつけることは、いわゆる12世紀ローマ法の復興を準備するようで興味深い。

さらにブガールは、962年以降の変化を、主として監察使に注目して取り上げている。962年から1002年の間は、監察使が派遣される裁判集会が、774年から875年の集会数や880年から945年の集会数と比較して、ほぼ2倍になっているという。皇帝権からの干渉が大きくなったことで裁判集会の回数も増加したといえるが、他方、有力者や名望家出身者の側でも「王宮の監察使の臨席する場で」、裁判集会に参加する特権を望むためでもあるとされる。

監察使として裁判集会に登場する関係者のグループは、ブガールによれば3つ挙げられる。宮廷の移動中に行動をともしている皇帝の側近がやってくる場合、宮廷の裁判官が〈 *missus* 〉として派遣される場合、伯や司教、場合によっては皇帝に従属する名望家の一員が〈 *missus* 〉となる場合(10世紀中葉から生じる新しい事例)である。この3番目の監察使が、「在地化」(localisation)という用語で示される新しいカテゴリーのものといえる。

こうした監察使の「在地化」は、裁判集会自体の在地化と結びつくだろうか。その裁判集会は、在地の紛争解決手段としてどのように機能したか。ドリュモア教授がその著作でアレツォの地域社会を774年から1230年のほぼ450年に亘って克明に追跡した中で、裁判集会のノティティアの史料伝来が多い(開催回数が多いとみなせる)11世紀の裁判集会を、特に取り上げたことに注目したい。

裁判集会は在地での係争を通じて、人と財をめぐる社会経済的な諸関係を示してくれる一方で、法と裁判制度における在地権力の関係を明らかにしてくれる。講演会ではアレツォの地域性を特別視して尋ねた質問は多くはなかった。またアレツォの事例研究が示す、「公的な裁判集会が、主宰者の政治的権力確立の手段である」こと、「紛争の中で生きる」ことが当然な社会で「裁判集会の判決だけでは紛争解決に至らない」こと、それでも「紛争当事者たちは公的な裁判集会を紛争解決の装置と見なしていた」ことについては、他のヨーロッパ地域と共通する理解として受け入れられ、特に踏み込

んだ質問はなかったと思う。しかし講演研究会の記録として最後に、時間が許せば質問が増えたであろうアレツォの地域性に依拠する裁判集会事例の特徴については、以下にまとめておきたい。

### 3 アレツォでの裁判集会は誰が主宰し、どんな係争があり、実際に紛争解決手段たり得たか

ドリュモー教授は、アレツォの11世紀初めから1080年代までの裁判集会を取り上げた。講演では、言及された裁判集会のうち、後述する9集会の史料がマナレージの刊行史料で配付された。

アレツォ伯領は近接するトスカーナ辺境伯領とスポレート公領と関係があり、875年の史料では都市アレツォと都市キウージはスポレート公に委ねられていたとされ、10世紀にはトスカーナ辺境部に結びつくもののアレツォ伯領東部は特にスポレート公領との関係が強いといわれる。スポレート公領の書記が書く文書は、同時代のトスカーナ地方、イタリア北部（パヴィアとパヴィア以外で、さらに二分される）のものと異なる特徴的なものとされるので、アレツォの文書にもスポレートの書記の影響があると想定される。いずれにせよ政治的には、「イタリア王国」の最南端に位置する辺境部である。

在地の有力家系としては、帝国貴族家系に属するスッポー一家の勢力が強かったといわれる。この家系はすでに875年にスポレート公領を保持した（その後排除された）スッポー3世に由来するといわれるが、1014年から1027年にかけては、この家系出身のライネリウス1世が皇帝ハインリヒ2世によって、スポレート公およびトスカーナ辺境伯に任命されている。

史料はほぼ教会のアーカイブス（司教座参事会のアーカイブスを含む。司教のアーカイブスは14世紀に焼失）、いくつかの有力修道院のアーカイブスに由来するという。従って伝来する裁判集会文書で係争となっているものは多くが教会財産の篡奪をめぐるもので、在地の有力者から被っている暴力を伴う紛争の解決が求められている事例である。11世紀のこの時期の教会財産をめぐる紛争は、多くが、教会や修道院が権利を請求する財産（場合によっては、王や皇帝など君主の寄進によるもの）が、在地の有力者によって篡奪されているのを返還してほしいという係争に端を発している。

マナレージの注釈によれば、講演会で引用された9通の裁判集会の係争は以下のとおりである。

- ① 1010年3月 (no.274) サンタ・フィオーラ修道院が解決策を委ねることに決め、ピエトロに代えてゲゾに土地を譲与することにした。
- ② 1014年2月 (no.280) サンタ・フィオーラ修道院が、リヴェッロ契約ではなく、貢租支払いを課して耕地と森をグリフォに譲与していることに、不満を述べる。
- ③ 1014年3月 (no.281) サンタ・フィオーラ修道院が、ウーゴとロターリオ王による土地の譲与を確認してもらう。
- ④ 1016年10月 (no.291) アレツォ教会の教会参事会長が、ウーゴとロターリオ王による寄進文書（938年か9年）を提示して、森の譲与を確認してもらう。
- ⑤ 1016年10月 (no.292) サンタ・フィオーラ修道院が、都市アレツォ近辺の土地を所有することを妨害しているジョバンニとドメニコを訴えている。
- ⑥ 1016年10月 (no.293) サンタ・フィオーラ修道院が、ウーゴとロターリオ王の寄進文書（938年か9年）を提示して、バルバリターニの寄進地が与えられ、レオーネとジョヴァンニが保有農であることを主張している。
- ⑦ 1046年12月 (no.373) 教会参事会長が、教会に譲与された土地を不当占拠しているアギフレドに財の返却を命じてもらう。
- ⑧ 1048年10月 (no.380) サンタ・フィオーラ修道院が、アルベルトに対し、土地所有をめぐる権利を認めてもらう。
- ⑨ 1080年5月 (no.456) サンタ・フィオーラ修道院に対し、ジョヴァンニが自由人であることを訴えていたが、従属身分であることが確認された。

こうして繰り返される土地争いの裁判集會を誰が主宰し、誰が監察使として派遣され、誰が裁判官だったのだろうか。ドリュモ教授は、公的な裁判集會が、主宰者の政治権力を確立する手段であることを確認するためにこれらの文書を検討して、そこに権力の示威としての裁判集會の開催を見て取っている。裁判集會では、君主、皇帝の監察使〈missus〉といった公的権力の上級権者や、伯や司教といった在地での権力者、さらに地域での有力家系の出身者、法学教育を受けた裁判官（中小貴族出身者）、書記（おそらく裁判官より低い階層の家系の出身）が、一堂に会している。そこでは、その裁判集會を主宰している、あるいは単に列席しているだけでも、特定の社会階層に所属していることが顕示され、また上級権力と結びつきがあることが誇示される。

引用されたアレツォの裁判集會でも、②、③、⑦は王もしくは皇帝のハインリヒの監察使として伯や高位の人物が派遣されている。1014年（②、③）に監察使が派遣されたときは、ハインリヒ2世が皇帝として戴冠されるためにローマに赴いた時で、戴冠式の前後に、それぞれ監察使を派遣している。政治権力を固める必要があったまさにその時期、必要なパフォーマンスといえるのではないか。1046年（⑦）の裁判集會で監察使を派遣したのは、ハインリヒ3世だった。このときハインリヒ3世は辺境伯カノッサのボニファティウスに対抗して皇帝権力を確立する必要があって、トスカナ地方各地（フィレンツェ、ピストイア、アレツォ）で一連の裁判集會を開催し、アレツォへの監察使派遣もまた、その政治活動の一環であったという。

しかもこの1046年、ハインリヒ3世の監察使のかたわらにいた共同主宰者の一人は、1016年（④⑤⑥）に裁判集會を主宰していた辺境伯ライネリウス1世の息子ウゴだった。ライネリウス1世はコンラート2世によって職を追われたが、その後、在地での有力者としてその息子がハインリヒ3世の時期にいわば「復権」したのを、裁判集會でアピールしているように見える。いずれにせよ、上級権力者の側からの、裁判集會開催の必要性がここには見て取れよう。

在地の権力者にとっての必要性でいえば、1016年にライネリウス1世が8日間に及んで開催した裁判集會期間が挙げられる。サンタ・フィオーラ修道院に関するものだけで3通の裁判集會文書（④⑤⑥）が伝来しているこの異例の長期間におよぶ集會は、アレツォにおける権力確立を図っていたライネリウスの政治的な必要性から開催されたと、ドリュモ教授は強調している。

また、在地の司教も裁判集會を利用して、その影響力を拡大したと思われる。1048年（⑧）の裁判集會は、司教が主宰しているとはいえ形式は公的な裁判集會に則っていることが強調されて、司教が伯もしくは監察使であるかのような立場で発言しているという。のちの1052年には、皇帝ハインリヒ3世が司教アルナルドに伯に関する特権を譲与して「伯および司教」の権限を得させており、こうした特権付与も裁判集會での活動などを通じて、可能になっていったのではないか。

このような裁判集會での判決は、係争の当事者である修道院にはどのように有益だったのだろうか。実のところ、修道院から訴えられていた相手方は、召喚されたにも関わらず、裁判集會を欠席することがある。その場合も判決は下され、事例によっては違反が「不動産の占有侵害」とされて皇帝のバンにより罰金支払いをこうむることになるが、実際のところ係争は何一つ解決していないという。アレツォで引用された事例でも、1014年（②③）、1016年（⑤）、1048年（⑧）の裁判集會では、相手方は出頭していない。裁判集會で修道院の側の権利が認められたとしても、相手への強制力を伴った措置は実現しないのである。

こうした点から見れば、裁判集會は紛争解決手段としては即効性がないように思われる。ドリュモ教授の表現で「信頼できる公権力だけが裁判の決定を実行する力を持つ」としたら、確かに11世紀末のアレツォで、上級の公権力が欠如していたのは確かなように思われる。

ただし、社会全体において法が尊重されていることと、公権力の弱体化とは別のことである。この時期のアレツォでも法を尊重し、契約などの法関係を重要視することは、一般的だった。契約に関する文書を作成する書記は都市でも農村でも仕事をしているし、裁判官などもふくめ都市には法学の教育を受けた人が一定数存在する。また、ローマ法の研究も始まっていく。その判決に強制力が伴わ



ないにせよ、裁判集会で訴えるという行為そのものは継続される。場合によっては、係争の相手方に権利主張を放棄してもらい金銭で報いるなどの保証をすることによって、紛争を終結させることも1050年以降増えるという。ドリュモ教授の説明では、この場合にも、譲与や売却といった文書形式が取られたり、所有権移転という権利放棄を伝える覚書の書式が採用されたりするという。一般にいわゆるイタリアにおける文書主義のようなものを、垣間見ることができるのではないか。

こうした法の尊重は、12世紀にはコムーネの法に発展するし、ボローニャ大学でのローマ法研究などの専門教育や学問に結びついていくとされる。ただし同時期、皇帝権をもつホーエンシュタウフェン朝の君主が、裁判は原則として王権が掌握することを目指したために、北イタリアでの裁判をめぐる主導権争いは、まだすぐには決着しないという。アレツォでの特殊性があるかどうかは、この局面については説明されなかった。

## おわりに

裁判集会やそこで取り上げられた土地所有をめぐる問題については、まだまだ質問が残っている。裁判に関する技術的な質問では、土地争いにおける、「皇帝のバン」という公権力が保証したペナルティの課し方とそのいわば紛争抑止力が質問された。土地が篡奪された場合の実際の罰金額はかなり高額だが、それは支払われたのか否か。皇帝のバンを得れば、その土地は篡奪されにくくなったのか否か。

法や法制度の在地での発展については、将来的にコムーネの裁判権やコムーネの法を確立させるまでに、在地ではどのような人材が必要だったか。そうした人々は、どこから供給されたのか。具体的には、裁判集会を支える書記や裁判官の出身家系の追跡調査はできるか、といった疑問が浮かぶ。

またドリュモ教授がその著作で示すように12世紀でも「イタリア王国」の枠組みを指定して考えると、アレツォの在地社会は結局、辺境としてどのような特徴をもったと考えればいいのか。

残念ながらこうした質問は、講演会では時間の関係で十分展開することができないままであった。ただ、筆者はこうした講演のテーマとは別に、この講演研究会を通じて、中世イタリア史研究が向かう2つの方向がなぜ必然的か、理解できた。1つは、中世イタリア史研究者の第一人者であるクリス・ウィッカムが、中世初期の政治史の専門研究から出発して、なぜ12世紀のイタリアの裁判制度の研究に向かったかである(参考文献9)。もちろんウィッカムの研究全体は裁判と裁判権だけではなく広範囲に展開するものだが、中世イタリアの国制史を考えるなかで、ドリュモ教授と違って「イタリア王国」の準拠枠が早い時期に失われたと考えれば、コムーネ期の裁判権をいち早く誰が掌握するかという問題は避けて通れない本質的な問いになるからである。1981年の著作で紀元1000年のイタリアの描写を「国家の崩壊」で終え、そこから国制史を再開するとしたら、その主体は萌芽期のコムーネであり、その権力への手掛かりは裁判権であるだろうからだ。

もう1つは、ドリュモ教授が再々引用したブガールが、裁判集会の研究から発展させたテーマの1つが、在地の有力貴族の家系研究であることである(参考文献2, 3)。裁判集会文書には、政治権力を代表する主宰者、裁判官などの法教育を受けた専門家、係争の両当事者、利害関係のある伯や司教、修道院、書記など、程度の差はあるが、上級権力者もふくめ在地社会の有力者、名望家出身者が並ぶ。ドリュモ教授がアレツォについて分析したのと同様、こうした情報からは、特定の時期における人脈や社会的関係が浮き彫りになってくる。裁判集会文書が家系研究にもつ可能性、その深みを特に感じた。

中世イタリア史研究は、イタリア人以外にも多国籍の研究者を含むグループが形成されているが、国ごとにそれぞれに少しずつ異なる問題関心、研究手法、国家論や社会構造論を持っているように思われる。ドリュモ教授のアレツォ研究も、フランス・トゥベール学派の地理学の洗練を活かした地域史研究の手法に基づくものであるのは確かである。こうした研究成果と、例えばウィッカムの構想している壮大な地中海国家論はいずれ劣らず魅力的だが、両者の発想の違いや分析視角の相違を踏まえて比較分析することが、なお筆者には難しい。それでもドリュモ教授の発想を理解することで、

ドリュモ教授が批判しているウィッカムの提示する分析の意味が、分かるようになった。つまり、これからも一方を理解することで他方がよりよく理解できるようになるかもしれない、と今回の研究会で思い至ることができた。大変有意義な機会を与えて下さったドリュモ教授と岡崎教授に、心よりお礼申し上げる。

#### 参考文献

- 1 Bougard, F.: *La justice dans le royaume d'Italie. De la fin du VIIIe siècle au début du XIe siècle*, École Française de Rome, Rome, 1995.
- 2 Bougard, F.: Les Supponides: échec a la reine, dans *Les élites au haut Moyen Âge : crises et renouvellements* (Actes du colloque de Rome,6-8 mai 2004), (ed.) Bougard, F., Feller L., Le Jan, R., Turnhout, 2006, pp.1-12.
- 3 Bougard, F.: Le royaume d'Italie(jusqu'aux Ottons), entre l'Empire et les réalités locales, dans *De la mer duNord à la Méditerranée. Francia Media, une region au coeur de l'Europe*, (ed.) Gaillard, M., Margue, M., Dirkens, A.et Pettiau, H., Luxembourg, 2011, pp. 487-510.
- 4 Delumeau, F: *Arezzo. Espace et sociétés 715-1230*, École Française de Rome, vol.2,Rome, 1996.
- 5 Manaresi, C.(ed.) : *I Placiti del "Regnum Italiae"*, Vol. I, pp. XX-784 [vedi anche nn. 96, 97], Istituto Storico Italiano per il Medioevo, Collana/numero: Fonti per la storia d'Italia, 92,1955.
- 6 Manaresi, C.(ed.) : *I Placiti del "Regnum Italiae"*, Vol. II, parte I e parte II, pp. XIV-841 [vedi anche nn. 92, 97], Istituto Storico Italiano per il Medioevo,Collana/numero: Fonti per la storia d'Italia, 96, 1957-1958.
- 7 Manaresi, C.(ed.) : *I placiti del "Regum Italiae"*, Vol. III, parti I-II, pp. XI-607 [vedi anche nn. 92, 96], Istituto Storico Italiano per il Medioevo,Collana/numero: Fonti per la storia d'Italia, 97,1960.
- 8 Wickham, C.: *Early Medieval Italy. Central Power and Local Society 400-1000*, Macmillan, London,1981.
- 9 Wickham, C.: *Legge, pratiche e conflitti. Tribunali e risoluzione delle dispute nella Toscana del XII secolo*, viella, Roma, 2000.
- 10 北原敦編『新版各国世界史 15 イタリア史』、山川出版社、2008年